

入 札 説 明 書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務番号及び業務名

7 五振空第25号

福江空港航空灯火補用品調達業務

(2) 業務内容

別添「福江空港航空灯火補用品調達業務仕様書」のとおり

(3) 納入期限

令和8年3月25日

(4) 納入場所

長崎県五島振興局建設部福江空港管理事務所（長崎県五島市上大津町 2158）

(5) 入札書の提出場所及び受領期限等

（提出場所）長崎県五島振興局管理部総務課（経理班）（2の部局）

（受領期限）令和7年11月27日（木）17時00分（必着）

（提出方法）ア 入札者は、入札書に所要事項を記入して記名押印し、入札用封筒に入れて封印すること。

イ アの入札書が封印された入札用封筒を、提出期限までに郵送又は持参により提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留等配達を確認できる方法で送付すること。なお、県の休日（土曜日、日曜日、祝日等）は、持参による提出はできません。

ウ 悪天候（大雨、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵送遅延が発生した場合は、必要に応じて郵送遅延の理由を調査し開札を延期することもある。この場合、入札参加者へ開札の延期について通知する。

(6) 入札書の開札日時及び場所

（開札日時及び場所）令和7年11月28日（金）14時00分 長崎県五島振興局4階大会議室

開札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に2の部局に確認すること。

（開札の立会）開札は、入札者又は代理人の立会いのもと行う。開札に立ち会う入札者又はその代理人がない場合、この入札事務に関係のない県の職員を立ち会わせるものとする。

(7) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面（別紙1）にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。（FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を郵送すること。）

なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

（提出場所）長崎県五島振興局管理部総務課（経理班） FAX：0959-74-1822

（提出期限）令和7年11月19日（水）17時00分まで

回答については、令和7年11月21日（金）までに、個別事項は当該者にFAXにて、全参加者に関する事項は長崎県ホームページ五島振興局入札情報への掲載にて回答します。

（注1）期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く9時00分から17時00分まで（来所する場合は12時00分から13時00分までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

（注2）書類様式は、郵送での配布は行わない。

（注3）入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

(8) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。

エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。

オ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

カ 再度の入札に限り、代理人が入札することができ、その場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

・入札書は下記のとおり 2 重封筒で提出すること。

① 内封筒には入札書のみを入れ、封筒に入札番号、入札業務名、開札日、会社名、代表者名を記入して下さい。

② 郵送用の外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れ、封かんのうへ、封筒に、入札の公告に示す担当部局名、会社名、代表者名、連絡先を記入して下さい。

・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印して下さい。

・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。

・入札書の宛名は長崎県五島振興局長 入口 健治として下さい。

・内封筒のなかに複数の入札書が入っている又は入札書が入った内封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となるので、ご注意下さい。

(9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険を締結し、その証書を提出したとき。

・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 3,000 万円以上

(b) 3,000 万円未満 1000 万円以上

(c) 1000 万円未満

(ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

・同種及び同規模以上の契約の履行証明書等（2 件以上）は、開札日前日までに履行が完了した場合となります。

(10) 最低制限価格

設定しない。

(11) 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(12) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからケにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札者が法令の規定に違反したとき。

ウ 入札者が連合して入札したとき。

エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。

- カ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- コ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ス 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- セ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(13) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・開札日において、期限までに提出された全ての入札書を対象に開札を行い、落札者を決定します。
- ・期限までに提出された入札書を対象とした第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立会いのもとに、その場で、再度、入札を行う予定です。
- ・再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会った入札参加者に限りますのでご出席願います。

(14) 契約書の作成等

ア 落札通知を受けた日から5日(県の休日除く)以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。

イ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(15) 競争入札の参加資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を令和5年11月22日現在で有している者であること。

エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

オ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

〔住 所〕 〒853-8502 長崎県五島市福江町7-1

〔名 称〕 長崎県五島振興局管理部総務課（経理班）

〔電 話〕 (代表) 0959 (72) 2121

(直通) 0959 (72) 4253

(FAX) 0959 (74) 1822